

**可児市 介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(平成31年4月施行版)**

- | | |
|--|----------|
| 1 A2 訪問介護相当サービス サービスコード表 | 1 |
| <small>(可児市の訪問介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、訪問介護相当サービスを提供した場合。)</small> | |
| | |
| 2 A2 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表 | 2 |
| <small>(可児市の訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合。)</small> | |
| | |
| 3 A6 通所介護相当サービス サービスコード表 | 3 |
| <small>(可児市の通所介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、通所介護相当サービスを提供した場合。)</small> | |
| | |
| 4 A6 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) サービスコード表 | 4 |
| <small>(可児市の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合。)</small> | |

可児市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード一覧（訪問型独自サービス）

A2 訪問介護相当サービス用

（可児市の訪問介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、訪問介護相当サービスを提供した場合に適用する。）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,168	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,051	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	38	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,335	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,704	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,334	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	

可児市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード一覧（訪問型独自サービス）

A2 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)用

(可児市の訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、
訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合に適用する。)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	934	1月につき
A2	1124	訪問型独自サービスⅠ／2・同一	934単位 事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	841	
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	31	1日につき
A2	2124	訪問型独自サービスⅠ／2日割・同一	31単位 事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	28	
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	1,868	1月につき
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ／2・同一	1,868単位 事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,681	
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	61	1日につき
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ／2日割・同一	61単位 事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	55	
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	2,963	1月につき
A2	1334	訪問型独自サービスⅢ／2・同一	2,963単位 事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,667	
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	97	1日につき
A2	2334	訪問型独自サービスⅢ／2日割・同一	97単位 事業所と同一建物の利用者又はこ れ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	87	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	チ 初回加算	200単位加算	200
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2	リ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	ス 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	ス 介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ	ス 介護職員処遇改善加算	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90%加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ	ス 介護職員処遇改善加算	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80%加算	

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算は、訪問型サービス(現行相当サービス提供)のコードと同じです。

可児市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード一覧（通所型独自サービス）

A6 通所介護相当サービス用

（可児市の通所介護相当サービスの事業者指定を受けた事業者で、通所介護相当サービスを提供した場合に適用する。）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割		54単位	54	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割		111単位	111	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1日につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	1月につき
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144単位	144
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ21		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位	48
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位	96
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48単位	48
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1		リ 生活機能向上連携加算			200
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2		運動器機能向上加算を算定している場合			100
A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5	1回につき	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	所定単位数の59/1000加算	1月につき
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	所定単位数の43/1000加算	
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	所定単位数の23/1000加算	
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算		
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 ×70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			54単位		38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超		111単位	78		1日につき	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員 が欠員の場合 ×70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54単位		38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		111単位	78		1日につき	

可児市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード一覧（通所型独自サービス）

A6 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)用

（可児市の通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)の事業者指定を受けた事業者で、
通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)を提供した場合に適用する。）

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	1211	通所型独自サービス/21	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,482単位	1,482	1月につき	
A6	1212	通所型独自サービス/21日割			49単位	49	1日につき	
A6	1221	通所型独自サービス/22		事業対象者・要支援2	3,039単位	3,039	1月につき	
A6	1222	通所型独自サービス/22日割			100単位	100	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算			1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算			1日につき	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき	
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算/21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算/22		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算/2	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A6	5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算/2	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算/2	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A6	5016	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/21	ヘ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480		
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/22		運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ/23		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ/2		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算		700
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2	ト 事業所評価加算		120単位加算	120		
A6	6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/211	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位		72
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/212			事業対象者・要支援2	144単位		144
A6	6121	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/221		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位		48
A6	6122	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ/222			事業対象者・要支援2	96単位		96
A6	6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/21		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位		24
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ/22			事業対象者・要支援2	48単位		48
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/21	リ 生活機能向上連携加算			200		
A6	4013	通所型独自サービス生活機能向上連携加算/22	運動器機能向上加算を算定している場合			100		
A6	6211	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算/2	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)			5	1回につき	
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算		1月につき	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算			
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算			
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の90%加算			
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の80%加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	8004	通所型独自サービス/21・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,482単位	定員超過の場合 ×70%	1,037	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス/21日割・定超			49単位		34	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス/22・定超		事業対象者・要支援2	3,039単位		2,127	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス/22日割・定超			100単位		70	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	9004	通所型独自サービス/21・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,482単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,037	1月につき
A6	9005	通所型独自サービス/21日割・人欠			49単位		34	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス/22・人欠		事業対象者・要支援2	3,039単位		2,127	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス/22日割・人欠			100単位		70	1日につき

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、通所型サービス(現行相当サービス提供)のコードと同じです。